

ウェブサイト制作・保守契約約款

第1条(利用約款の目的)

ウェブサイト制作・保守契約約款(以下、「本約款」といいます)は、株式会社ゼロスタートラボまたはその代理店が提供するウェブサイトサービスに関連するすべてのプランやオプションサービス(以下、「本サービス」といいます)について定めるものとしします。

第2条(用語の定義)

本約款において次の各号に掲げる用語の定義は、以下に定めるものを意味します。

(1) 「本サービス申込書」

ウェブサイト制作・保守契約基本申込書兼契約内容確認書をいいます。

(2) 「甲」

本約款第5条1項に基づいて、本サービスの利用を申込み本サービス申込書記載の「甲」をいいます。ただし、甲は、法人、各種団体、個人事業主に限られ、個人事業主でない個人は含まないものとしします。なお、乙の承諾に基づく本契約成立により、乙にて本サービスのお客様として登録された者も甲に含まれます。

(3) 「乙」

本約款に基づいて本サービスを販売・提供する株式会社ゼロスタートラボとしします。なお、後記のとおり、甲は乙が本サービスの提供について再委託することを許諾し、その許諾先は本約款の乙の義務を遵守するものとしします。

(4) 「本契約」

本約款第6条1項に基づく承諾により、甲乙間に成立する本サービスの利用契約をいいます。

本サービス申込書記載の「本契約」に同じとしします。

第3条(本約款の適用)

本約款は、甲と乙との間の、本契約をはじめとする本サービスの利用及び本サービスを利用して行う一切の取引に関して適用されます。甲は、本サービスの利用に際して、本約款を誠実に遵守するものとしします。

第4条(本サービスの内容)

1. 乙が提供する本サービスとは、以下に定められるサービスをいいます。

- (1) 甲から提出された文章、原稿、画像、動画等(以下、「資料」といいます)をもとに、甲の意向を汲んだウェブサイトを作成し、インターネット上で提供するサービス。
- (2) 前号により制作されたウェブサイトを作成した甲からの依頼及び情報に基づき運用・保守・更新を提供するサービス。
- (3) 本項第1号により制作されたウェブサイトを公開するためのサーバ、ドメイン、電子メ

ール環境等を提供するサービス。

(4) 前各号に付随する一切の業務並びに乙が別途提供するオプションサービス。

2. 乙は、乙が必要と判断した場合、本条に掲げるサービスの内容を変更することがあり、変更する場合には事前に(緊急の場合その他やむを得ない場合は事後に)その旨を甲に通知するものとします。尚、乙は、変更により甲に生じた損害について一切の責任を負わないものとします。

第5条(申込みの方法)

1. 本サービスの申込み方法は、甲が当社所定の本サービス申込書に必要事項をすべて記入したうえ、乙に対して提出するものとします。

2. 前項に基づき、甲が本サービスの利用を乙に申し込んだ場合、乙は、甲が、本サービス申込書の内容及び本約款に同意したものとみなします。

第6条(契約の成立)

1. 本契約は、甲による前条の申込みに対して、乙が甲に対して承諾の旨を通知したときに成立するものとします。

2. 乙は、本サービスの申込みがあった場合には、乙所定の審査を行うものとし、前項の承諾実施の有無は、乙の裁量によるものとします。

3. 乙は、甲について次の各号に掲げるいずれかの事由がある場合は、本サービスの申込みに対して承諾を行わないことがあります。

(1) 本約款に違背して本サービスを利用することが明らかに予想されるとき。

(2) 乙に対して負担する債務の履行について、現に遅滞・不履行が生じている場合または過去において遅滞・不履行の生じたことがあるとき。

(3) 過去に本約款違反等により本サービスの停止を受けまたは本契約を解除されたことがあるとき。

(4) 本サービスの申込みに際して乙に対し虚偽の事実を申告したとき。

(5) 本約款第26条に定める反社会的勢力に該当するとき。

(6) 本人確認を行うことができないとき。

(7) 前各号に定める場合のほか、乙が業務を行う上で支障がある場合または支障の生じるおそれがあるとき。

第7条(仕様の確定)

1. 乙は、本契約に基づく仕様について甲との初回打合せを行い、甲に対してお見積りを提出します。

2. 甲は、初回打合せの後、甲の要望に基づいて、お客様確認シートまたはヒアリングシートを作成し、乙に提出します。甲は、甲乙間に別段の合意がない限り、当該お客様確認シートまたはヒアリングシート記載の甲の要望を、本契約上の仕様とすることに同意するも

のとします。

3. 甲は、前項により仕様が確定した場合、すみやかに本制作に必要な資料をすべて乙に提出するものとします。

4. 乙は、第2項において甲が同意した仕様に基づき、ウェブサイト制作をします。なお、制作期間は約2週間となります（仕様により期間の伸長があります）。

5. 乙は、甲に対して、初稿を納品します。甲は、初稿を確認後、修正がある場合には、乙に対し、修正の指示を行うことで、無償での修正の依頼をすることができるものとします。6. 前項の修正の指示は、原則として3回までとし、初稿から大幅なデザインの修正はできないものとします。前項の修正の依頼において、乙に軽微な修正・追加変更の範囲を超える作業を要求した場合、別途協議の上、乙は甲に対してその作業に相当する追加料金を請求することができるものとします。なお、修正の依頼が4回以上となる場合、乙は、甲と協議の上、任意にデザイン確定とすることができるものとします。

7. （ドメイン移管後の場合）甲は、現在のサイト管理会社から、ドメイン移管を行います。甲は、現サイト管理会社に対して、認証コードの発行を依頼するものとします。

第8条(ウェブサイトの検収及び納品)

1. 乙は、本制作を完了した後、甲に対して制作したウェブサイトをインターネット上に提出します。この際、乙は、甲に対し、記事投稿の方法等に関するマニュアルも提出します。

2. 甲は、乙が提出したウェブサイトについて、提出日から3営業日以内に閲覧及び動作確認、その他前条第2項の仕様との適合性について確認・検収するものとします。甲は、当該期間内に乙に対して不適合について修正の依頼の通知をすることで、無償での修正・追加変更の依頼をすることができるものとします。

3. 前項の期間内に甲が確認した旨の回答をした場合は、当該回答日に（ただし、当該期間内に甲が前項の通知をしない場合には当該期間経過日に）検収が完了したものとします。検収完了をもって、乙は甲へ納品したものとします。

4. 甲による本条第2項の修正の依頼が2回以上となる場合、あるいは甲が乙に軽微な修正・追加変更の範囲を超える作業を要求した場合、別途協議の上、乙は甲にその作業量に相当する追加料金を請求することができるものとします。なお、修正の依頼が3回以上となる場合、乙は、前2項の規定にかかわらず、甲と協議の上、任意に検収完了とすることができるものとします。検収完了となった場合、甲は速やかに、検収完了書面の作成に協力するものとします。

5. 甲から提出されるべき資料が、前条第2項の仕様の確定から起算して30日を経過してもすべて揃わなかった場合、乙は当該資料がないままの状態で作成を完了し、本条第2項及び第3項の規定にかかわらず納品とすることができるものとします。また、その場合において、乙は甲に対して、すでに契約を締結した利用料金の減額や一部返還等は一切行わないものとします。

6. 乙は、納品月の翌月から、ウェブサイトの保守を開始するものとします。乙は、ひと月に3回までのテキストや画像の変更については、無償で対応するものとします。
7. 前項以外の納品後のウェブサイトの情報更新及びページの追加を、甲が自身で作業できない場合、乙は別に定める料金表に基づき有償でこれを行うものとします。
8. 乙は、甲に対し、納品月の翌月初めに制作費のご請求書（翌月末期限）を送付するものとします。保守管理のご請求書（翌月末期限）は、納品月の翌々月初めから送付するものとします。
9. 甲と乙は、本条第2項の期間内の検収ができるように、各々の義務・役割を適時に履行するものとします。ただし、予め甲より回答日または資料の提出日遅延の申し出があり、これを乙が承諾した場合、または甲の何らかの都合により乙が制作を期限内に完了できなかった場合はその限りではありません。

第9条(サービスの利用)

1. 甲は、本サービスを、本約款の各条項に記載の条件に従い自ら利用し、または自己の役員(派遣社員、出向社員等も含みます)に利用させることができるものとします。
2. 甲は、自己の役員に本約款を遵守させるものとします。
3. 甲が他のネットワーク(国内外問わず)を経由して通信を行う場合、経由するすべてのネットワークの規制に関してはそれらの国の法令を遵守するものとします。
4. 甲は、自己の費用と責任において、各サービスを利用するために必要な通信機器、ソフトウェアその他これらに付随して必要となる全ての機器及びサービスを準備し、本サービスを利用するものとします。
5. 甲は、本サービスを利用するために任意の通信事業者並びにインターネット接続業者と契約するものとし、乙は当該通信事業者もしくはインターネット接続事業者の責任に帰すべき事由で本サービスの提供が妨げられたとしても、一切その責任を負わないものとします。
6. 乙は、甲に対し、本サービスの利用のために必要または適したソフトウェアを指定することがあります。この場合、当該指定したものと異なるソフトウェアを甲が用いたときは、乙が提供するサービスを受けられないことがあるものとし、当該ソフトウェアを用いたことによって生じる損害について、乙は一切の責任を負わないものとします。

第10条(料金の支払い方法)

1. 本サービスの料金は、本サービス申込書及びクレジット契約の通りとし、甲は、本サービス申込書及びクレジット契約書の通り、本サービスの利用料金を乙またはクレジット契約の実行会社に支払うものとします。
2. 乙は、既存の特定サービスプランまたは新たに設ける特定サービスプランを利用する甲について、別に定める料金を乙に支払うべき旨を定める場合があるものとします。
3. 本サービスの利用及び料金の支払いに際して生じる公租公課税並びにその他の費用につ

いては、甲がこれを負担するものとします。

4. 甲は乙に対し、乙からの請求に基づき、本条第 1 項に定める料金の内クレジット契約ついでにの料金以外を、甲の指定する口座から自動引落または乙が指定する口座へ送金し支払うものとします。

5. 本条の規定は、第 20 条 2 項の定めるところにより、本契約が更新される場合にこれを準用します。

第 11 条(再委託)

乙は、本サービスを甲に提供するにあたり、その業務の全部または一部を乙の責任で第三者に委託できるものとし、甲はこれをあらかじめ承諾するものとします。

第 12 条(サービスの提供の中断)

1. 乙は、次の場合には、本サービスの提供を中断することができるものとします。

(1) 乙の本サービス用設備の保守、工事または障害等やむをえない場合。

(2) 乙以外の電気通信事業者が電気通信サービスを中止した場合。

(3) 第 13 条の規定により、本サービスの利用の制限を行う場合。

2. 乙は、前項の規定により本サービスの提供を中断する場合は、事前に(緊急の場合その他やむを得ない場合は事後に)その旨を甲に通知するものとします。尚、乙は、中断により甲に生じた損害について一切の責任を負わないものとします。

第 13 条(サービスの提供の停止)

1. 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当する場合は、本サービスの提供を停止することができるものとします。

(1) 本約款の規定に違反した場合。

(2) 甲が届け出た連絡先と乙が連絡を取れず、または乙からの連絡に対して相当な期間経過しても甲より返答がない場合(乙が甲宛に発送した郵便物が宛先不明等の理由で、乙に返送された場合を含むものとします)。

(3) 甲の故意の有無に関わらず、提供サーバに対して、甲に係する不正アクセス、クラッキング、アタック行為などの何らかの不正な攻撃や不正中継が行われた場合。

(4) 第 10 条の料金支払いを遅滞した場合、または甲乙間の本サービス以外の契約(保守契約等、他の役務及び消耗品請求を含む)において、乙から甲への請求に対する支払いの遅延等で他契約に付随するサービス提供の停止及び契約解除になった場合。

(5) その他、乙が不適切と合理的に判断する場合。

2. 乙は、前項の規定により、本サービスの提供を停止する場合は、あらかじめその理由、提供を停止する日及び期間等を甲に通知するものとします。ただし、緊急の場合、その他やむをえない場合はこの限りではないものとします。

3. 乙は、第 1 項により本サービスの提供を停止する以外に、第 1 項各号のいずれかの影響

を遮断するため、やむを得ず乙が別に定める措置を実施する場合がありますものとしします。

4. 乙は、前 3 項の措置により甲に生じた損害について一切の責任を負わないものとしします。

第 14 条(知的財産権等)

1. 本契約に基づくウェブサイトの制作に必要な HTML データ、画像データ、及びスクリプト等の一切の制作物(以下、「制作物」といいます)に関する所有権その他知的財産権は、乙に帰属するものとしします。ただし、甲が提出した仕様書、テキスト原稿等、従来から甲またはその他第三者が有するものはこの限りではありません。

2. 制作途中に制作案等の用途に使用して、納品物として採用されなかった制作物に関する所有権及び使用权、各種知的財産権は、乙に帰属するものとしします。

3. 乙は、甲が制作物をインターネット上に公開する目的で使用することを許諾するものとしします。

4. 乙は、甲が制作物をインターネット上の公開またはコンテンツの維持の目的で改変することを許諾するものとしします。

5. 甲が制作物を第 3 項の目的以外で使用する場合は、乙の許可を得なければならないものとしします。この場合、乙は甲に対して、使用を許可する時点で提示した特許料・著作権料その他の乙の知的財産権に基づく使用料を請求することができるものとしします。

6. 乙は、制作物を自らが制作したものである事を公開することができるものとしします。

7. 甲は、乙の同意なしに第 3 項及び第 4 項で定める制作物の使用权、改変権を第三者に譲渡、移転、またはその他の処分を行うことはできないものとしします。

第 15 条(権利の譲渡などの制限及び禁止)

甲は、本契約に基づく一切の権利義務を、乙の書面による事前の承諾なくして第三者に譲渡・販売または担保提供してはならないものとしします。

第 16 条(禁止行為)

1. 甲は、本サービスの利用にあたり、次の行為を行わないものとしします。

(1) 本約款に違反し、または違反するおそれのある行為。

(2) 法令もしくは公序良俗に反し、または違反するおそれのある行為。

(3) 犯罪行為または犯罪行為に結びつくおそれのある行為。

(4) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為。

(5) 不正の目的をもって本サービスを利用する行為。

(6) 当社もしくは第三者の著作権、商標権その他の知的財産権を侵害する行為または侵害するおそれのある行為。

(7) 誹謗中傷・非難・虚偽情報及びこれらの送信または拡散により、乙または第三者の名誉・信用を傷つけ、業務を妨害し、その他一切の権利を侵害する行為または侵害する

おそれのある行為。

- (8) 第 26 条(反社会的勢力の排除)の表明・保証・確約に反する行為。
 - (9) 乙もしくは第三者のプライバシーを侵害する行為または侵害するおそれのある行為。
 - (10)虚偽表示・誇大広告等により第三者に誤認もしくは混同を生じさせ、またはそのおそれのある行為。
 - (11)本サービスにて乙が甲に対し提供するアプリの全部もしくは一部の改変・改ざん、または逆コンパイル・逆アセンブル等のリバースエンジニアリング行為。
 - (12)乙または本サービスのサービス提供元の設備に過大な負荷を与える行為、その他本サービスの運営を妨げる行為。
 - (13)前各号に掲げるほか乙が不適切と判断する行為。
 - (14)前各号に掲げる行為を第三者に行わせ、または前各号に掲げる行為を第三者が行うことを容易にする行為。
2. 前項に違反したことにより発生したいかなる損害についても、当該違反をした甲が責任を負い、乙は一切その責任を負わないものとします。

第 17 条(秘密保持)

1. 本契約に定める秘密情報とは、媒体及び手段を問わず、甲及び乙が本契約遂行にあたり相手方より知り得た技術上、営業上、またはその他の業務上の情報をいいます。ただし、次の各号に該当する情報は秘密情報に含まないものとします。
- (1) 相手方から提供を受けたとき、既に公知であった情報。
 - (2) 相手方から提供を受けた後、受領者の帰責事由なく公知となった情報。
 - (3) 秘密保持義務を負うことなく既に保有する情報。
 - (4) 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報。
 - (5) 相手方から提供を受けた情報によらず独自に開発した情報。
2. 甲及び乙は、前項に定める秘密情報の一切を厳に秘密として保持し、事前の相手方の書面による承諾なく、第三者へ開示または漏洩してはならないものとします。
3. 前項にかかわらず、法令または行政機関により第三者への開示を強制される場合、または弁護士・公認会計士等法令上守秘義務を負う者に業務上必要な範囲で提供する場合は、秘密情報を開示できるものとします。
4. 本契約が終了した場合、甲及び乙は、相手方から提供を受けた秘密情報及びその複製物を相手方の指示に従い速やかに破棄もしくは返還し、また破棄・返還した旨を書面によって相手方に通知するものとします。本項は本契約終了後も有効に存続するものとします。

第 18 条(個人情報の保護)

乙は、甲(甲の役職員等を含むがこれに限られない)に関する個人情報(個人情報の保護に関する法律に定める個人情報をいう。)を、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)及び乙が別途定めるプライバシーポリシーに従って適切に取り扱うものとします。

第 19 条(免責)

1. 乙は、本サービスの提供に関して安全性・信頼性・正確性・完全性・有効性・最新性・特定目的への適合性があること及び以下に掲げる事項について保証しないものとし、甲はそれを了承するものとし、

(1) 制作したウェブサイトその他甲サービスサイトのアクセス数向上。

(2) 甲の事業についての売上及び評判の向上。

(3) 各種口コミサイトや掲示板等での甲の評判の向上。

2. 乙は、次の各号に掲げるいずれかの事由により、甲または第三者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとし、

(1) 乙または再委託先が提供するサーバに蓄積または転送されたデータ等が、乙または再委託先のサーバその他の設備の故障またはその他の事由により滅失もしくは損傷し、または外部に漏れた場合。

(2) 甲または第三者が乙または再委託先の提供するサーバに接続することができず、または同サーバに接続するために通常より多くの時間を要した場合。

(3) 甲または第三者が、乙または再委託先が提供するサーバに蓄積されたデータ等を他所に転送することができず、またはこれを他所に転送するために通常より多くの時間を要した場合。

(4) 甲が注文した電子証明書が発行されず、または甲が注文した電子証明書が発行されるために通常より多くの時間を要した場合。

(5) 甲が、納品後に乙以外でウェブサイトのリニューアルや新規ページの作成、その他ページ内の内容変更などをし、乙または再委託先におけるサポートができなくなる場合。

(6) ウェブサイト及びプログラムが、外的要因により障害(メール未達など)が出る場合。

3. 乙は、前各項号に掲げる事由によるものの他、本サービス自体により甲または第三者に生じた損害については、乙または再委託先に故意または重大な過失がある場合を除いては、一切の責任を負わないものとし、乙が損害賠償責任を負う場合の責任の範囲は、甲または第三者に生じた通常損害の範囲とし、この場合に乙が負担する損害賠償額は、本サービスの利用により実際に甲が支払ったサーバ・ドメイン代の利用料金相当額を上限とします。

第 20 条(契約期間)

本契約の有効期間は、契約締結日より最終検収日(本サービス申込書記載の「最終検収」の日をいうものとし、)から起算して1年後までとします。ただし、契約期間満了日の1か月前までに当事者のいずれからも契約を終了する旨の書面による申し出がない場合、本契約は同じ条件でさらに1年間更新されるものとし、その後も同様とします。

第 21 条(検収完了前の甲からの中途解約)

1. 乙に故意または重過失に基づく契約不適合がないにもかかわらず、甲が、検収完了前に本契約を中途解約をする場合には、進行状況に応じて乙が要した費用を甲は乙に対して支払うものとします。

2. 正当な事由なく、甲から乙に対して制作に必要な資料の提出・確認・回答その他申し出(以下、「確認等」といいます)を行わない場合、乙は、相当な期間を定めて確認等をするよう甲に催告できるものとします。相当な期間を経過してもなお甲が確認等を行わない場合、乙は、甲が本契約を中途解約したとみなすことができるものとします。この場合に乙は甲へその旨通知し、甲は前項に従って、進行状況に応じて乙が要した費用を乙へ支払うものとします。

第 22 条(登録変更)

甲は、商号、代表者、住所、連絡先等の会社情報に変更があった場合は、速やかに乙に連絡し、所定の方式に従って変更手続を行うものとします。甲が手続を怠ったことにより、乙が変更前の情報に基づいて送った連絡や郵便等が甲に到達しない場合でも、乙は甲に到達したとみなすことができ、不到達に基づいて甲に損害が生じたとしても、乙は一切の責任を負わないものとします。

第 23 条(甲からの解約)

1. 甲は、本契約の全部または一部を解約する場合は、乙に対し、乙が別途定める手順にて事前に書面等により通知するものとします。

2. 甲は、第 21 条が規定する場合以外において、本条に定めるところによって本契約の全部または一部の解約を行った場合、甲がすでに乙に支払った本来の契約期間の満了日までの間の所定の料金等の全部または一部の償還を受けることはできないものとします。

第 24 条(乙からの解約)

1. 甲が次の各号のいずれかに該当した場合、乙は何らの催告を要せず直ちに本契約の全部または一部を解除できるものとします。

(1) 第 16 条第 1 項の各号にて禁止する行為を行った場合。

(2) 甲が仮差押、仮処分、強制執行、競売等の申立、仮登記担保契約に関する法律第 2 条に定める通知、手形交換所の取引停止処分、もしくは租税公課の滞納、その他滞納処分を受け、またはこれらの申立、処分、通知を受けるべき事由を生じた場合。

(3) 甲が支払停止の状態に陥り、または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生法手続開始の申立を受け、もしくは自らこれらの申立をした場合。

(4) 当社に対し虚偽の事実を申告、または契約を継続しがたい重大な背信行為をした場合。

(5) 前各号に定める場合のほか、当社が業務を行う上で重大な支障がある場合または重大な支障の生じるおそれがある場合。

(6) その他本約款に定める義務に違反し、当該違反状態を是正するように催告したにもか

かわらず、催告後5営業日以内に違反状態を解消できなかった場合。

(7) 甲が第13条第1項各号に該当することによって本サービスの提供停止がある場合に、停止から5営業日以内に甲が該当状態を是正できなかった場合。

2. 乙は、本条に定める解除を行った場合であっても、甲に対する損害賠償請求権を失わないものとし、また、乙は、本条に基づく解除によって甲に損害が発生したとしても、一切の責任を負いません。甲が、すでに乙に支払った料金については、第23条第2項を準用するものとし、

3. 本条第1項の定めによらず、乙は、甲に対して1ヶ月以上前に甲に通知することで、本契約の全部または一部を解約することができるものとし、この場合、甲に損害が発生した場合や、甲がすでに乙に支払った料金がある場合の料金の償還については、乙は、故意または重過失がない限り前項と同様とし、

第25条(個人事業主)

甲及び乙は、甲が自己の営業に継続的に利用する為に本契約を締結していることを相互に確認したものとします。

第26条(反社会的勢力の排除)

1. 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に掲げる事項について、現在及び将来にわたって表明・保証するものとします。

(1) 自己(親子会社、関連会社その他関係会社含む)が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下、これらを「反社会的勢力」といいます)に該当せず、過去にも該当したことがないこと。

(2) 自己の役員、従業員及びこれらに準ずる者(以下、「役職員」といいます)が反社会的勢力に該当せず、過去にも該当したことがないこと。

(3) 反社会的勢力が自己の経営を支配せず、直接・間接を問わず自己の経営に関与していないこと。

(4) 自己もしくは自己の役職員、または第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用しないこと。

(5) 直接・間接を問わず、自己または自己の役職員が反社会的勢力に対して資金等の提供または便宜の供与等の関与をしないこと。

(6) 自己が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないこと。

2. 甲及び乙は、自己または自己の役職員もしくは第三者を利用して各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。

(3) 取引に関して脅迫的な言動をしまは暴力を用いる行為。

(4) 風説を流布し偽計もしくは威力を用いて相手方に対して信用毀損もしくは業務妨害をする行為。

(5) その他前各号に準ずる行為。

3. 甲及び乙は、相手方が前 2 項に反した場合は、将来に向かって直ちに本契約の解除もしくは利用の停止をできるものとします。本条に基づく解除・利用停止によって、相手方に損害が発生したとしても、契約を解除・利用を停止した当事者は当該損害の賠償に関し一切の責任を負いません。

第 27 条 (不可抗力)

甲及び乙は、天変地異、戦争、暴動、内乱、輸送機関・通信回線または保管中の事故、法令、規則の改正、疫病・感染症の流行その他の不可抗力により、本契約の全部または一部が履行できない場合は、相手方に対して、その責任を負わない。

第 28 条(本約款の改定)

1. 乙は、実施する日を定めて本約款の内容を改定することがあります。その場合、乙は、効力発生日を定め、かつ変更する旨及び変更後の本利用約款の内容並びにその効力発生日をウェブサイトへの掲載その他適切な方法により甲に周知するものとし、甲は、本サービスの利用に当たって、自らの責任で本約款の最新の内容を確認するものとします。

2. 前項の改定内容は、前項の効力発生日から、改定された内容に従って変更されるものとします。

第 29 条(分離可能性)

本約款のいずれかの条項またはその一部が、法令等により無効と判断された場合であっても、本約款の残りの規定は有効に存続するものとします。

第 30 条(準拠法)

本約款の準拠法は、日本国の法令とします。

第 31 条(信義誠実の原則)

本約款に定めがない事項及び疑義が生じた事項については、甲及び乙は、誠意をもって協議し、円満にその解決に当たるものとします。

第 32 条 (裁判管轄)

本約款及び本契約に関する紛争については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

附則

本約款は 2025 年 3 月 1 日に改定し、即日実施するものとします。